

付 議 第 4 号

高知県文化財の指定解除に関する議案

高知県文化財保護条例(昭和 36 年高知県条例第 1 号)第 31 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり高知県の文化財として指定解除することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(34) 高知県文化財保護条例(昭和 36 年高知県条例第 1 号)の規定により文化財を指定し、又は指定を解除すること。

「吾北村のヤブツバキ」高知県天然記念物（植物）を指定解除する件

（高知県文化財保護条例第 31 条第 1 項）

高知県天然記念物の指定解除

名称	指定地域		所有者
	指定等の内容	所在地	
吾北村のヤブツバキ	高知県天然記念物の指定解除	いの町上八川4866番2	高知市介良 1644番地1 高橋 勝美

(指定解除理由)

平成14年春頃から、徐々に樹勢が衰えてきたことから、いの町及び地元住民が、樹木医に依頼し樹勢回復のため、土壌改良などの様々な対策を実施してきた。

しかしその後も、樹勢の衰えは進み、昨年8月頃には、葉が落ちるなど一段と状態が悪化。今年の春になっても花が咲かず、新芽も出ないことから文化財保護審議委員に依頼し状態確認を実施したところ、枯死していることが確認された。

よって、高知県文化財保護条例第31条第1項で定める「県史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合」に該当するため、指定を解除するもの。

高知県文化財保護条例

(昭和36年1月10日条例第1号)

第31条 教育委員会は、県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、その指定を解除することができる。